

令和6年11月20日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

安全安心特別委員会資料

目 次

I	地震災害対策の取組について	1
1	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	1
(1)	取組状況	1
(2)	今後の取組	1
2	被災地・被災者支援の取組	1
(1)	令和6年度の主な取組	1
(2)	今後の対応	2
3	令和6年度の主な防災訓練	2
(1)	ビッグレスキューかながわ（第45回九都県市合同防災訓練）	2
(2)	津波対策訓練	2
(3)	神奈川県・横須賀三浦地域5市町合同訓練	3
(4)	緊急消防援助隊部隊集結訓練	3
(5)	かながわ消防訓練	3
(6)	石油コンビナート等防災本部訓練	3
(7)	高圧ガス地震防災緊急措置訓練	4
(8)	大規模地震時医療活動訓練	4
II	風水害等対策の取組について	5
1	神奈川県水防災戦略の取組状況	5
(1)	取組状況	5
(2)	今後の取組	5
2	神奈川県水防災戦略における令和6年度の取組	6
(1)	被害軽減の取組を加速させるハード対策	6
(2)	災害対応力の充実強化に向けたソフト対策	9
3	富士山火山防災に係る取組状況	11
(1)	避難の順序	11
(2)	避難先の調整	11

参考資料1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

参考資料2 神奈川県水防災戦略の取組状況

I 地震災害対策の取組について

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

平成25年4月1日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第4条の規定に基づく地震災害対策の総合的な推進や災害応急対策等を推進するため、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況の管理を行う。

(1) 取組状況

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめ、ホームページで公表した。
（参考資料1のとおり）

(2) 今後の取組

条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 被災地・被災者支援の取組

東日本大震災や、能登半島地震などの大規模災害に対し、国や全国知事会等と連携して、被災地・被災者支援に取り組んでいる。

(1) 令和6年度の主な取組

ア 被災地への支援

東日本大震災の被災地へ任期付職員の派遣を引き続き行う（令和6年4月2日現在、任期付職員の派遣数は、新規17人を含め、58人）。
また、能登半島地震の被災地へも任期付職員の派遣を新たに行った（令和6年7月1日現在、3名）。

イ 県内への避難者の支援

(ア) 応急仮設住宅の提供

東日本大震災で神奈川県に避難した被災者に、公営住宅等や県借上げ民間賃貸住宅を提供する。（令和6年8月1日現在34人）

(イ) かながわ避難者支援会議による支援

各団体が蓄積している避難者支援の取組内容や避難者情報を共有しながら、各団体が連携し効果的な支援を行う。

(ウ) 東日本大震災等支援・情報ステーションによる支援
避難者支援のための情報提供及び各種相談等の支援を行う。

(エ) かながわ避難者見守り隊による支援
避難者の孤立を防ぎ、きめ細やかな生活支援を行うために、電話による相談対応のほか、戸別訪問や交流会を行う。

(2) 今後の対応

各地で災害が発生した場合には、国や全国知事会等と連携し、被災状況に応じた被災地・被災者支援に取り組んでいく。

3 令和6年度の主な防災訓練

「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」等に基づき、様々な状況を設定した実践的な訓練に取り組む。

(1) ビッグレスキューかながわ（第45回九都県市合同防災訓練）

大規模災害発生時における関係機関との連携強化や地域防災力の向上等を図るため、医療救護活動、救出救助、物資輸送活動等の実践的訓練を実施する。

○実施日：令和6年11月23日（土）

○場所：県総合防災センター

○主催者：県

○参加機関：九都県市、消防、警察、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等

(2) 津波対策訓練

大規模地震発生時の沿岸市町の津波対応力を高めるとともに、関係機関の連携体制を検証し、併せて津波に対する沿岸住民及び観光客への普及啓発を図るため、訓練を実施した。

○実施日：令和6年10月5日（土）

○場所：真鶴町ほか

○主催者：県、真鶴町

○参加機関：消防、警察、自衛隊、海上保安庁、関係機関等

(3) 神奈川県・横須賀三浦地域5市町合同訓練

大規模地震発生時における、県・市町相互の連携や応急対策活動の対応能力の強化等を図るため、神奈川県・横須賀三浦地域5市町が合同で図上訓練を実施する。

- 実施日：令和7年1月下旬
- 場所：神奈川県庁ほか
- 主催者：県、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
- 参加機関：消防、警察、自衛隊、関係機関等

(4) 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊が出動できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練及び宿営場所運営訓練を実施した。

- 実施日：令和6年10月15日（火）～16日（水）
- 場所：県消防学校、各消防本部
- 主催者：県
- 参加機関：消防

(5) かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

- 実施日：令和7年1月下旬
- 場所：県消防学校
- 主催者：県
- 参加機関：消防

(6) 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施した。

○実施日：令和6年10月31日（木）

○場所：神奈川県庁

○主催者：県

○参加機関：横浜市、川崎市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所等

(7) 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るため、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施した。

○実施日：令和6年10月3日（木）

○場所：相模総合補給廠一部返還地

○主催者：県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体

○参加機関：相模原市消防局、警察

(8) 大規模地震時医療活動訓練

都心南部直下地震（県内最大震度6強）の発生を想定し、福祉部門と災害医療部門との連携や、被災医療機関の医療支援訓練を中心とした、県内の災害医療体制を確認する訓練を国と連携して実施した。

○実施日：令和6年9月27日（金）、28日（土）

○場所：神奈川県庁、政令市、保健所設置市、各保健福祉事務所、
県内災害拠点病院ほか

○主催者：内閣府、県

○参加機関：県、政令市、保健所設置市、関係市町村、
県内災害拠点病院、その他医療機関、陸上自衛隊、
第三管区海上保安本部、
県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会等関係団体、
日本赤十字社神奈川県支部、ライフライン関係事業者、
県内福祉施設等

Ⅱ 風水害等対策の取組について

1 神奈川県水防災戦略の取組状況

令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」について、計画的、重点的に対策を進めるため、進捗状況の管理を行う。

(1) 取組状況

神奈川県水防災戦略に位置づけた令和5年度事業について、実施状況を取りまとめた。（参考資料2のとおり）

(2) 今後の取組

風水害や土砂災害から県民のいのちや財産を守るための取組を着実に推進する。

区分	5年度	6年度	7年度
事業費	722億円	742億円	716億円

<参考> 神奈川県水防災戦略の概要

本県に甚大な被害を及ぼした令和元年の房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（同第19号）の復旧復興に取り組むことに併せ、近年の台風等の大規模水害における課題や教訓を踏まえ、水害への対応力強化のための対策として、令和2年2月「神奈川県水防災戦略」を定め、計画的、重点的に対策を進めることとしている。

令和2年度以降も、台風や活発化した前線の影響による洪水や土砂災害は各地で頻発している。

また、戦略策定からこれまでの間も、令和3年7月に静岡県で発生した土砂災害を契機とした「盛土規制法」の成立や、感染症と自然災害の複合災害への対応、豪雨の頻発や降雨量の増大への対応として流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換、気候変動の影響による海面水位の上昇等の顕在化、線状降水帯の発生情報等高度化が進む防災気象情報への対応等、風水害施策を取り巻く環境は大きく変化している。

これらの環境変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策強化に取り組んでいる。

2 神奈川県水防災戦略における令和6年度取組

(1) 被害軽減取組を加速させるハード対策

ア 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策

(ア) 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備

- 遊水地の整備や流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等、事業着手中の全ての大規模河川事業について、重点的、集中的に実施し、計画を前倒しして、概ね10年以内での効果の発現を目指す。

(主な箇所と令和6年度取組)

- ・ 山王川小田急橋梁架替 (R6完成予定)
- ・ 境川相鉄橋梁架替 (R11完成予定、R6は橋梁新設工実施)
- ・ 柏尾川新規遊水地 (R8暫定供用予定、R6は築堤工実施)
- ・ 矢上川地下調節池 (R12暫定供用予定、R6は初期掘進準備)

(イ) 河川の防災対策の充実・強化

- 増水時に被災するおそれがある老朽化護岸の補修や堤体の沈下により必要な高さが不足している堤防の嵩上げなどを行う維持修繕工事を実施する。

(実施予定箇所) 金目川、荻野川など17河川32箇所

- 氾濫の危険性が特に高い区間や市町村が強く要望している区間等について、堆積土砂の撤去や樹木の伐採を行う河道掘削工事を実施する。

(実施予定箇所) 狩川、歌川など48河川79箇所

(ウ) 土砂災害防止施設の整備

- 住民からの要請が多い急傾斜地の対策について、要配慮者利用施設のある箇所や過去にがけ崩れがあった箇所など、早期に対策を実施すべき箇所から重点的に整備することとし、令和4年度から加速化した施設整備の取組を積極的に進め、住民の不安解消に努める。また、計画期間中、要配慮者利用施設のある8箇所程度を含め、75箇所程度の概成を目指す。

(主な箇所)

- ・ 梶形6丁目C地区、小坪3丁目A地区：法面工 (令和6年度概成予定)

- 住民の生命や、地域の社会・経済活動を支える重要交通網等の基礎的インフラを保全するための砂防堰堤等を重点的、集中的に整備する。

(主な箇所)

- ・阿津川：砂防堰堤工 1 箇所（令和 7 年度完成予定）

(イ) 治山施設・林道施設の整備・強靱化

- 治山施設や林道施設の被害防止を図るため、施設の整備・強靱化を進め、山地災害の予防対策を実施する。

(主な箇所)

- ・横須賀市秋谷：アンカー工等機能強化（令和 9 年度完成予定）

- 山地災害や流木による被害を軽減するため、山崩れや土砂流出などの危険が高い荒廃した森林について、人家等に近い箇所等で優先的に治山施設の整備を実施する。

(主な箇所)

- ・秦野市菩提：谷止工等（令和 8 年度完成予定）

(オ) 農業水利施設等の整備・強靱化

- 豪雨等における被害の最小化を図るため、農業用排水路等の改修整備、農業用水路の水門の改修整備を実施する。

また、高潮などの災害に備え、緊急輸送路として、県西地域の幹線道路である国道135号の代替機能を考慮した農道の整備を優先的に実施する。

(主な箇所)

- ・農業用排水路等の改修整備
〔小田原市鬼柳地区（令和10年度完成予定）など〕
- ・農業用水路の水門の改修整備
〔相模原市磯部地区（令和 6 年度完成予定）など〕
- ・緊急輸送路としての代替機能を考慮した農道の整備
〔広域農道小田原湯河原地区（一部開通区間L=5.7km）
（令和 7 年度完成予定）〕

(カ) 海岸保全施設等の整備

- 背後に住宅等が密集し、高潮や高波の影響を強く受ける海岸において、人命・資産を防護するため、優先的に海岸保全施設の整備や養浜による侵食対策を実施する。

(主な箇所)

- ・小田原海岸：護岸改良工
- ・茅ヶ崎海岸：養浜工

- 地球温暖化など気候変動に伴う海面上昇等を考慮した上で、海岸保全施設の高さを再検討し、その結果を踏まえた海岸保全施設の整備を進めて行く。

(令和6年度の取組)

- ・東京湾沿岸及び相模灘沿岸における気候変動を踏まえた海岸保全施設の高さを検討

イ 漁港、港湾施設等の防災機能の強化

- 高潮や高波等による被害の防止、最小化を図るため、漁港施設等の整備や老朽化対策を実施する。

ウ 道路の防災対策の充実・強化

- 緊急輸送道路で土砂崩落対策施設等の整備を実施するとともに、災害時にバイパス機能を果たす道路ネットワークの整備等を推進する。

(主な箇所)

- ・国道412号 法面工（令和7年度完成予定）
- ・県道42号(藤沢座間厚木)【第Ⅱ期区間】
（令和8年度完成予定(L=約1.2km)）

エ 県有緑地の防災対策の強化

- 緑地からの土砂流入や、倒木被害を最小限に抑えるための対策工事（防護柵、擁壁等）を実施する。

(主な箇所)

- ・鎌倉市山ノ内：法面对策工事（令和6年度完成予定）

オ 県営水道施設の災害対応力の強化

- 相模川、目久尻川の氾濫で想定される浸水に対し、寒川浄水場の浸水防止対策を実施する。
- 配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けられるようにポンプ所受電設備の更新を行う。

カ 流域下水道施設の耐水化

- 相模川及び酒匂川流域の下水処理場等において浸水時でも処理機能を維持するために、処理施設内への浸水防止対策を実施していく。
- 令和6年度は、酒匂川流域下水道扇町水再生センターにおいて電源設備等を浸水から守る対策工事を実施する。

(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

ア 市町村への支援

- 市町村地域防災力強化事業費補助金により、風水害対策の取組を行う市町村に対し、財政的な支援を行う。
- 市町村が実施する農村地域の避難路整備（小田原市根府川地区）に対して、財政的な支援を行う。

イ 情報受伝達機能の充実・強化、DXの推進

- 大規模災害発生時等に、国や市町村、防災関係機関と情報受伝達を行う信頼性の高い専用の通信手段「防災行政通信網」について、老朽化への対応やICTを活用した機能強化を図るため、令和3年度から令和5年度に再整備工事を実施
- ダムの緊急放流等に関する河川の防災情報について、流域市町との情報伝達の強化を図る。
（主な対策）
 - ・令和2年度に構築したLINEWORKSを基軸とした情報共有の仕組みを円滑に運用できるよう、流域市町と情報伝達訓練を実施。
- コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、ダム放流情報や県営水道の突発断水などの情報を効果的に発信する。

ウ 災害対応体制の整備

- 土砂災害からの迅速な復旧等を図るため、県と市町村等の連携の取組を推進する。
(主な対策)
 - ・令和6年5月に「総合土砂災害対策県・市町村調整連絡会」を開催し、市町村と連携した土砂災害対策や災害時の体制の強化を図った。

エ 避難対策の強化

- 市町村から要望のあった箇所等への簡易水位計・簡易型河川監視カメラの設置等を行うとともに、これら機器からの情報の入手方法を説明したリーフレットやSNSなどを活用した動画配信により周知を図るほか、緊急放流の実施を踏まえ作成したダムに関するリーフレットを流域住民に配布・回覧するなど、住民への河川情報提供の強化を図る。
- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む。
- 土砂災害からの速やかな避難行動に結びつけるため、市町村と連携し、緊急速報メールを活用した土砂災害警戒情報を配信するとともに、市町村長が避難指示を的確に発令できるよう、土砂災害警戒情報を補う情報として災害の危険性について正確でわかりやすい情報を提供する取組を推進する。

オ 盛土等に伴う災害の防止

- 盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を把握する基礎調査を、必要な区域において早期に実施する。
(主な取組)
 - ・令和6年4月に盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制区域の候補区域）を公表。
- 基礎調査の結果を受け、市町村と連携して、盛土規制法に基づく規制区域の指定が、計画期間内に指定が概ね完了するよう取組を推進する。

- 盛土規制法が円滑に機能するよう、県、県警、市町村の関係機関による連絡調整会議を活用し、連携して取り組むとともに、現地における盛土行為の監視を継続していく。

(主な取組)

- ・令和6年5月10日に「盛土対策連絡会議」を実施。

3 富士山火山防災に係る取組状況

令和6年4月に「神奈川県富士山火山広域避難指針」を一部改定し、溶岩流からの広域避難の考え方や手順について、次のとおり整理した。

(1) 避難の順序

避難に係る時間的猶予が短い第5次避難対象エリア（溶岩流が24時間から7日間以内に到達する可能性がある範囲）から第6次避難対象エリア（溶岩流が7日以上経過してから到達する可能性がある範囲）の市町の順番で避難する。

(2) 避難先の調整

ア 第5次避難対象エリアの避難者は、県東部へ避難する。

イ 第6次避難対象エリアの避難者は、噴火の状況に応じて県内の他の市町村への避難を調整するが、県内での収容が困難な場合は、県外への広域避難を検討する。

ウ 広域避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整の上、決定する。